

茨城県議会議事堂広告掲示要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県有資産の有効活用を図り、県財源の確保に資するため、茨城県議会議事堂に掲示する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告主の選定)

第2条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するものとし、県議会事務局長が決定する。

- (1) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共性の高いもの
- (3) 地場産業や県産品その他県内の観光関連産業及び多数の県民が利用できる文化、スポーツ、レクリエーション施設等、県内産業の活性化と県政の振興並びに県のイメージアップを図るにふさわしいと認められるもの

2 次の各号に掲げる者は、広告主としないことができる。なお、広告の掲示期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 県から指名停止措置等を受けている者
- (3) 消費税（地方消費税を含む。）又は県税を滞納している者

(広告内容の制限)

第3条 広告は、県議会議事堂の美観及び品位を損なうおそれのないものとし、次に掲げるものについては掲示しない。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 個人の氏名を広告するもの
- (5) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれのあるもの
- (8) あたかも本県議会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (10) その他、県議会事務局長が適当でないと認めたもの

(広告の申込み)

第4条 広告を希望する広告主は、茨城県議会議事堂広告掲示申込書（別紙様式）を県議会事務局に提出する。

(広告料金の決定)

第5条 県に納入すべき広告料金は、別に定める。ただし、特段の事情がある場合は、県議会事務局長が広告を希望する広告主と協議して定めることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、広告掲示に関し必要な事項については、別に定める。

付則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別紙様式

茨城県議会議事堂広告掲示申込書

平成 年 月 日

茨城県議会事務局長 殿

申込者 郵便番号
住 所
氏名(名称)
代表者名 印
担当者氏名
連絡先 (TEL)
(FAX)
(Eメール)

茨城県議会議事堂広告掲示要領第4条の規定に基づき、県議会議事堂への広告掲示を下記のとおり申し込みます。

記

掲示希望期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (か月)	
掲示希望場所		
掲示希望枠(サイズ)及び 枠数	サ イ ズ B 1	枠 数 枠
広告内容及び仕様		
その他	申込にあたっては、茨城県議会議事堂広告掲示要領の内容を遵守します。	

添付書類

- ・ 掲示しようとする広告の素案